



◆*◇今月のテーマ◇*◆

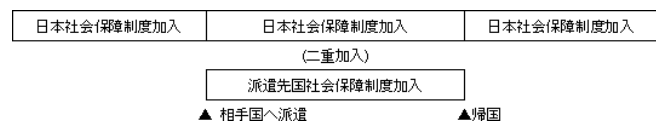
1. 日中社会保障協定について
2. 70歳まで働くことができる社会に向けて
3. 時間外労働等改善助成金
(勤務間インターバル導入コース)

今月のテーマ①

■日中社会保障協定について

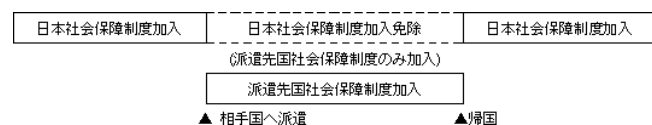
以前、ニュースレターでご紹介させていただいた件について、更に詳しく説明させていただきます。

これまでは、日本の企業から中国に派遣され、勤務している従業員は、日本と中国の社会保障制度に二重で加入しなければならず、さらに、中国での勤務時期については、日本の年金加入期間に通算することができませんでした。

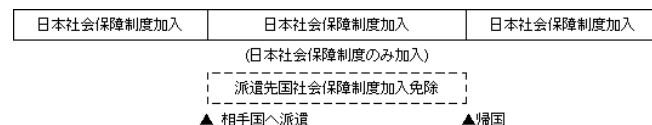


今回の協定発効に伴い、上記の問題は解消されます。原則としては、日本から中国に派遣される従業員は、派遣先国（中国）の社会保障制度のみに加入し、派遣元国（日本）の社会保障制度への加入は免

除となります



※ただし、派遣期間が5年以内の場合は、派遣元国（日本）の社会保障制度に加入、派遣先国（中国）の社会保障制度の加入は免除。



また、日本の年金加入期間については、中国への派遣期間についても、日本の年金加入期間に通算することができるようになります。

※日中社会保障協定の適用範囲には、香港、台湾、マカオは含まれませんので、ご注意ください。
(年金局国際年金課確認)

今月のテーマ②

■70歳まで働くことができる社会に向けて

平成25年4月1日に高齢者雇用安定法の施行（一部改正）以降、定年退職後、希望者には最長65歳までの雇用機会の確保が義務付けられていますが、令和元年5月15日、政府による「未来投資会議」において、定年退職後の高齢者の70歳までの就業機会の確保に向けた法改正を目指した議論が執り行われました。

未来投資会議では、「『人生100年』時代を迎えている昨今、それと同時に少子高齢化社会が進む中、働く意欲のある高齢者が培った経験を社会で発揮できるよう、働き方の選択肢を広げる必要があります。それに向けた社会の実現を目指す。」と話し合わせ、法改正への議論がされました。

議論では、定年退職後の継続雇用に限らず、他企業への再就職や個人での起業・活動への支援も進めていく制度を提案しています。

具体的には以下の7つが挙げられています。

- ① 定年の廃止
- ② 70歳までの定年延長
- ③ 継続雇用制度の導入
- ④ 他企業への再就職の支援
- ⑤ 個人とのフリーランス契約への資金提供
- ⑥ 個人の起業支援
- ⑦ 個人の社会貢献活動参加への資金提供

人材・労働力が不足している中、経験豊富な高齢者の力は、今後の日本の成長において大きな力となるでしょう。ひとえに定年後の再雇用といっても、家庭の事情や自身の健康状態など、高齢者が置かれている環境は様々です。パートタイマーや短時間勤務など、多様化しているニーズにいかに対応できるかを考えていく必要があります。そのためには現行制度の見直しが重要視されています。

未来投資会議でも触れていたように、単なる「70歳まで働くことができる」ことにとどまらず、「多様な働き方の中から選び、70歳まで働くことができる社会」の実現を期待したいものです。

今月のテーマ③

■時間外労働等改善助成金 (勤務間インターバル導入コース)

「勤務間インターバル」とは、働き方改革関連法案の一環として、勤務終了後から次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設け、過重労働の防止を図る取り組みです。

「勤務間インターバル」を実施した企業を対象とした助成金制度があります。

支給対象となるには成果目標の達成が必要となり、新たな機器等を導入する「新規導入」、対象となる労働者を拡大する「適用範囲の拡大」、休憩時間数を9時間以上とすることを就業規則に盛り込む「時間延長」といったことを導入する必要があります。

◇主な時間外労働等改善の取り組み◇

助成金の対象となる「新規導入」の例

- 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
 - 労務管理用機器の導入・更新
 - 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新
- など10項目の中で、1つ以上を実施した場合となります。

※原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは助成金対象の機器とはなりません。

支給額は、かかった経費の3/4（例外あり）ですが、成果目標の内容によりそれぞれ上限金額が設定されています。

ご興味のある方は、是非、弊社助成金担当までお問い合わせください。



◇労働保険事務組合制度をご存じですか？◇

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託することで、以下のメリットがあります。

1. 事務処理が大幅に軽減されます！
2. 労働保険料の分割納付可能！（年3回）
3. 事業主も労災に加入できます！

労働保険事務組合制度についてご質問等あれば、お気軽にお問い合わせください。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 大阪オフィス
〒532-0011
大阪市淀川区西中島6-11-25 第10新大阪ビル2F
TEL：06-6838-7188